

静岡県告示第284号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、清水港臨港地区内の分区につき下記のとおり変更する。

その関係図面は、静岡県交通基盤部港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月29日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

分区名	変更前	変更後	増 減	備 考
商港区	約191.9ha	約190.9ha	約1.0ha減	商港区から修景厚生港区へ変更
修景厚生港区	約12.8 ha	約 13.8 ha	約1.0ha増	